

Renaissance



弁護士法人

愛知総合法律事務所

ル

ネ

サ

ン

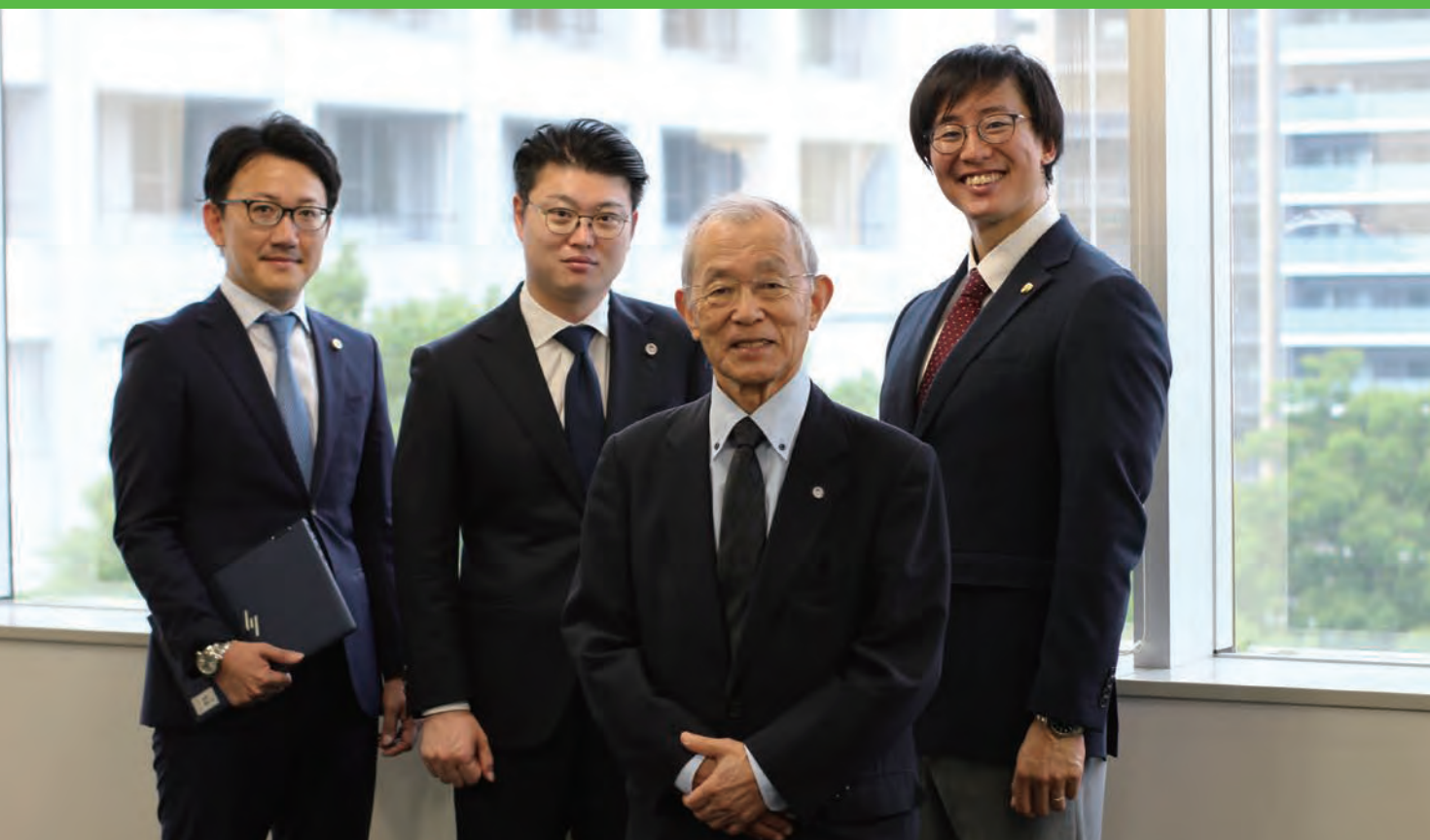
ス

2025.8

暑 中 お 見 舞 い 申 し 上 げ ま す

No.62

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男

弁護士 西尾 進

弁護士 鈴木秀行

弁護士 尾関栄作

弁護士 檀浦康仁

弁護士 勝又敬介

弁護士 渡邊健司

弁護士 水野憲幸

弁護士 森下 達

弁護士 奥村典子

弁護士 小宮 仁

弁護士 遠藤悠介

弁護士 横井優太

弁護士 服部文哉

弁護士 中内良枝

弁護士 居石孝男

弁護士 深尾 至

弁護士 佐藤康平

弁護士 安井孝侑記

弁護士 加藤純介

弁護士 牧村拓樹

弁護士 田中隼輝

弁護士 小出麻緒

弁護士 長沼寛之

弁護士 西村綾菜

弁護士 中村 展

弁護士 松山光樹

弁護士 鈴木智大

弁護士 浅野桂市

弁護士 加藤怜樹

弁護士 浅井 航

弁護士 藤本健太郎

弁護士 黒田雅明

弁護士 藤村 衛

弁護士 森田侑実重

弁護士 清水良恵

弁護士 坪内みなみ

弁護士 河野将磨

弁護士 矢野 栞

弁護士 本田小夏

弁護士 長瀬 慶

弁護士 多良雄一郎

弁護士 武藤萌音

弁護士 渡邊拓巳

弁護士 磯部真琴

弁護士 大石達彦

税理士 大橋由美子

税理士 大橋信義

司法書士 佐藤依子

社会保険
労務士 小木曾裕子

社会保険
労務士 大内直子

愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会・三重県弁護士会・静岡県弁護士会・第一東京弁護士会・神奈川県弁護士会・大阪弁護士会・埼玉弁護士会 所属



この事務所報は再生紙を使用しております。

愛知総合法律事務所

検索

<https://www.aichisogo.or.jp>

創業から世代交代

〽新代表三名誕生、 代表弁護士横井優太、 深尾至、加藤純介〽

1 三名の代表に全てを託す

今年の四月から代表弁護士が変わりました。今後、私は創立者の立場から大所高所で見聞を述べることに留まり、日常的な事務所経営は三名の代表にお願いしました。

優秀な弁護士が多く育ちましたので、私が元気なうちに当事務所の経営を引き継いでもらいたいと考えたからです。

三名の代表弁護士は極めて優秀で、又、程よく仲が良く、チームワークが取れており、私の創立した事務所の理念に基づいて当事務所を継いでくれると考え、三名に全てを託しました。

2 全国展開と事務所の拡大

後継の弁護士には、五年後までに弁護士一〇〇名、事務局三〇名以上の事務所規模にしてほしいという思いも託しました。

3 愛知総合法律事務所の始まり

愛知総合法律事務所は昭和五十三年四月に弁護士二名、事務局一名の二名で開設しました。開所当時は、山路正雄先生の支援を受けました。

4 サラ金事件の激増

サラ金事件を中心に事件担当することとなり、多忙を極めるようになりました。当時、事務局は約七名在籍しており、多忙の打開策として、仕事前に毎朝一時間勉強会を開催して、事務局のレベルアップを図りました。

5 上野先生の入所

上野精先生が入所してくれました。上野先生は名古屋地方裁判所・所長をされておられた方で、弁護士にも評判の良い先生でした。その後、多くの優秀な弁護士が入所してくれるようになりました。

弁護士 村上文男



しかし、法律改正によりサラ金事件の依頼件数が減少傾向に転じました。

6 電話無料法律相談の実施

経営的に厳しい状況となりましたので、今まで紹介者のみしか対応しなかった方式を改め、顔の見えない相談者の依頼も受任する大改革を決断しました。愛知県では初めての電話無料相談を開始し、これが功を奏しました。

7 支所開設と交通事故事件担当

日弁連の「法律事務所のない場所をなくそう」との運動に賛同し、支所展開への舵を切りました。現在本部を含めて二十支所を展開しています。そのうちに保険会社との繋がりができ、交通事故を多く扱うこととなりました。皆様のおかげで、現在は、弁護士四十六名、事務局八十名、総勢一二六名規模の事務所へと成長することができました。

世代交代 そして未来へ 新代表挨拶

代表弁護士 横井 優太



令和元年度より村上弁護士の下で共同代表を務めて参りましたが、本年度から深尾弁護士・加藤弁護士とともに代表に就任いたしました。

本年度から代表は複数制となります。「弁護士一人では成し遂げられないことをチームの力で実現する」という村上弁護士の考えに基づき、3名の弁護士が代表に選任されました。任期は3年となります。私は、主に事務所の総務・人事・財務等を担当し、組織やシステムに生じた課題解決の推進役としての役割を担うとともに、弁護士として案件の対応に当たります。

来年度には民事裁判が全面的にIT化され、ITが弁護士業務の根幹を成す時代が到来することになります。全面IT化に向けてこれまで当たり前だと考えて取り組んできた業務の在り方を見直し、ご依頼の案件のより良い解決に結びつけて参ります。

また、構成員全員が一丸となって法律のプロフェッショナルの職責を果たせるよう、各部署・各現場で発生した事象を共有し、組織が一体となって学習する仕組みを整えていく所存です。

皆様におかれましては、引き続きご指導・ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

愛知総合法律事務所の歴史

2025	2025	2024	2023	2023	2023	2022	2021	2021	2020	2020	2019	2019	2018	2018	2017	2016	2015	2015	2012	2011	2011	2010	2009	2002	1998	1996	1978
令和七年	令和七年	令和六年	令和五年	令和五年	令和五年	令和四年	令和三年	令和三年	令和二年	令和二年	令和元年	令和元年	平成三十年	平成三十年	平成二十九年	平成二十八年	平成二十七年	平成二十七年	平成二十四年	平成二十三年	平成二十三年	平成二十二年	平成二十一年	平成十四年	平成十年	平成八年	昭和五十三年
代表交代	豊橋事務所設立	弁護士深尾至、弁護士加藤純介が副代表に就任	大宮事務所設立	大阪心斎橋事務所設立	横浜事務所設立	四日市事務所設立	刈谷事務所設立	静岡事務所設立	津事務所設立	東京自由が丘事務所設立	浜松事務所設立	弁護士横井優太が共同代表に就任	伊勢駅前事務所設立	岡崎事務所設立	岐阜大垣事務所設立	高蔵寺事務所設立	名古屋藤が丘事務所設立	日進赤池事務所設立	春日井事務所設立	名古屋新瑞橋事務所設立	津島事務所設立	小牧事務所設立	電話無料法律相談を開始	法人化「弁護士法人」となる	名古屋地方裁判所の所長を務められた上野精弁護士を迎える	事務所報ルネサンス創刊	弁護士村上文男が愛知総合法律事務所設立

豊橋事務所開設



弁護士 田中 隼輝

令和7年2月1日に豊橋事務所を開設し、所長に就任いたしました田中隼輝と申します。

さて、当事務所において東三河地区での開設は初となり、開所後約半年が経過しましたが、既にたくさんの方から様々なご相談をいただいております。

当支所は、豊橋のランドマークになりつつあるemCAMPUS(エムキャンパス)という施設内にありますが、同施設内にはまちなか図書館やフードホール等もあり、まちなかの憩いの場というべき空間になっています。

このような場所に当事務所が支所を開設したのは、広く東三河地区の方にとってアクセスが容易な“まち”の弁護士でありたいという考えに



基づくものです。

そうはいつでも、まだまだ弁護士に相談をするというのはハードルが高く感じられる方もいらっしゃるかと存じます。当事務所では、できるだけ難解な法律用語もわかりやすく理解いただけるように、モニターやホワイトボードを利用しながら相談対応させていただいております。また、私自身も相談者の方がどんなに些細なことでも相談できるように、謙虚で親しみやすい弁護士であることを目指しています。

当事務所では、初回無料相談を実施しておりますので、お困りのことがございましたらお気軽にご相談ください。

よろしくお願いいたします。

入所のごあいさつ

司法書士 佐藤 依子

令和7年1月に入所いたしました司法書士佐藤依子と申します。従前勤務していた個人事務所とは全く違う環境で、緊張の毎日を過ごしておりますが、これまでに取り組んだことのない登記手続においても確実に遂行し、皆様のお役に立てるよう努力を重ねてまいりたいと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。



遺産分割と不動産登記について

相続人の間で、亡くなった方の財産をどのように分けるか話し合いをする遺産分割協議が整った場合、登記をおこなわなければ「取得した不動産について法定相続分を超える部分を第三者に対抗することができない」とされています。また、令和6年4月から相続登記が義務化され、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならなくなりました。そのため、遺産分割協議が整った場合、その不動産を取得した人は、3年以内に登記をする必要があります。

相続人間で話し合いがまとまりそうにない場合など、3年の間に相続登記をすることが難しい場合は、相続人全員に相続登記の義務がある

こととなりますが、そのような場合には、それぞれの相続人が法務局に、登記上の所有者の相続人であることを申告することで、義務を果たしたとみなされる相続人申告登記という制度を利用することも可能です。

令和6年より前の相続も義務化の対象です。幾世代も前から相続登記がなされていない不動産がたくさんあることを耳にすることもあります。この夏、親戚が集まる機会がありましたら、そのような不動産はないかお互い確認しあって、遺産分割協議などにむけて準備されてみるのもよいかと存じます。



新代表挨拶



代表弁護士 深尾 至

この度、当事務所の代表に就任いたしました深尾至と申します。

私は平成27年に当事務所に入所し、名古屋丸の内本部事務所、津島事務所等での勤務経験を経て、令和6年度は副代表と春日井事務所所長を兼任いたしました。

当事務所に入所した当時には、自分が代表に就任する日が来ることを想像もしておりませんでした。大役を仰せつかり身が引き締まる思いで日々を過ごしております。

弁護士会においては、消費者委員会に所属し、委員会活動を通じて債務整理事件について専門性を高める努力を続けてまいりました。当事務所全体の債務整理事件処理の品質向上が代表就任後の私の任務の一つとなりますので、こうした経験を活かせればと考えております。

まだまだ未熟者ではございますが、村上文男が築いてきた当事務所の伝統・お客様からの信頼を決して絶やすことのないよう、ともに代表に就任した横井優太、加藤純介とともに全力で取り組んでまいります。

今後とも当事務所に変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



代表弁護士 加藤 純介

このたび令和7年4月1日付けにて、当事務所の代表を拝命いたしました加藤純介と申します。

私は平成28年に弁護士登録とともに当事務所に入所し、名古屋丸の内本部事務所、名古屋新瑞橋事務所、津島事務所を経て、現在まで岐阜大垣事務所の所長を務めております。

もっぱら交通事故、離婚、相続をはじめとする一般民事事件のほか、岐阜大垣事務所では刑事事件にも多く取り組ませていただいております。弁護士として複数の地域での業務を経験できたことは、私の糧となっております。最近は法教育委員会の活動として、小学生から高校生までの生徒たちに身近な法律知識や人権など出張授業や模擬裁判を通して学んでもらう活動も行っています。

当事務所の理念の一つに「社会のために」というのがありますが、今回責任ある立場を任せていただけたことにも思いを致し、顧客の方々、所員の方々への貢献はもちろんのこと、弁護士としての社会的役割、責任も同時に果たしていきたいとの思いを強くする次第です。

まだまだ弁護士としても今後も成長を続けなければならない身であります。はなはだ微力ではございますが、職務に専心努力し、引き続き当事務所の発展のために身を粉にして尽くして参ります。皆さま方におかれましては、何卒今後も変わらぬご支援のほどよろしくお願いいたします。

新時代への法律事務所の挑戦

新執行部と77期の対談

1. 愛知総合法律事務所の業務と総合病院化

横井 今回は、代表交代に際して執行部も刷新されましたので77期の皆さんと新執行部で、愛知総合法律事務所の現状と法律事務所の将来について話したいと思います。まずは、現在の当事務所の取扱業務についての印象を教えてください。

大石 交通事故や相続、離婚をはじめ本当に幅広い業務を取り扱っていると感じています。一般事だけでなく、企業法務や刑事裁判の私選弁護人等にも対応しており、対応業務に隙がない印象です。

武藤 確かに、交通事故から離婚、相続、金銭トラブルなど本当に幅広い分野を取り扱っていますが、土地柄もあるのか購入した不動産に関するトラブルや近隣の住宅からの騒音や悪臭に関するトラブルなど、住宅に関する相談が多いことも印象的です。

松山 地域特性によって依頼案件も特色がありますね。

また最近、インターネットトラブル等、新たな分野もどんどん出てきています。スタートラインが皆同じなので、皆さんも注力すれば先輩弁護士よりも一歩先に行くことができます。ぜひチャレンジ精神を持って取り組んでもらいたいですね。

多良 私は離婚事件を多く対応しましたが、事情をお聴きすると、これまでも本当に大変だったのだらうなと思うことも多く、同じような悩みを抱えている方も多いのではないかと感じました。

依頼者お一人お一人の事情やご意向に合わせて、これまでに蓄積されたノウハウを柔軟に活かしながら解決に向けて進めていけることが当事務所の強みだと思います。

磯部 確かに、私もパワハラなどの労働問題と離婚関係を多く担当しましたが、具体的な事情を聴いていると、相談内容も相談者のタイプも一件一件異なります。知識を応用しながら対応の仕方は依頼者に合わせて模索しながら取り組む毎日です。

渡邊 一般民事事件を中心に多様な案件を取り扱っている印象ですが、最近私は、SNSでの名誉棄損、発信者情報開示請求に関連する事件を取り扱っていて、時代の移り変わりに応じて依頼者のニーズや弁護士に求められる知識も刻々変化すると感じています。

加藤 渡邊先生が仰るように、私たちが扱う法律分野は多岐に渡ります。な

ても、組織内外からの予防法務が特に必要となってくるため時代の流れに敏感でいることが一番だと考えています。

横井 ハラスメント対策をはじめ組織のコンプライアンスを考えるのも弁護士の仕事ですね。武藤先生はいかがですか？

武藤 私は、離婚分野に積極的に挑戦してみたいです。もともと弁護士を目指す中で離婚や相続などの分野に興味があったということもありますが、入所して一か月の間に女性弁護士希望の離婚関連の相談が三件あり、離婚分野での女性弁護士の需要の高さを実感しました。その需要に応えられるように、離婚分野に積極的に挑戦して経験を積んでいきたいです。

大石 私は交通事故の案件に積極的に取り組んでいきたいと思っています。交通事故は誰もが遭遇する可能性のある出来事でもあり、当事者になられた方は相当の不安を抱えていらっしゃると思います。そのような方に寄り添って共に不安を解決できる弁護士になれるよう努めていきたいです。

長瀬 先ほど、総合病院化という話が出ましたが、私はA分野に挑戦したいと考えています。生成AI技術の急速な普及は社会に大きな変革をもたらす一方、この分野は著作権侵害や情報漏洩、契約責任の所在など、未整備な法的課題が山積しています。こうした最先端の分野で生じる問題に、弁護士として専門的に関与していくことに強い関心があります。常に技術と法の動向を注視し、将来的には当事務所の新たな専門分野の一つとしてAI法務を確立できるよう研鑽を積んでいきたいです。

深尾 「AI法務」、おもしろそうなテーマですね。近い将来ニーズが高まりそうです。

加藤 最近、法律について手軽に解説してくれるAIがありますが、急速な社会変化の中にあっても、人間力を養い、信頼される弁護士でありたいと私は思っています。

横井 劇的な社会の変化に柔軟に対応し、依頼者の人生の岐路に立ち会い、ともに考え、ともに問題を解決する、そんなダイナミックな弁護士の姿が見えてきました。

3. 私たちの目指すもの

横井 では最後に、今後愛知総合法律事務所が目指す新世代の法律事務所への意気込みをお願いします。

多良 当事務所は多くの顧問先の皆様に支えられていますが、今後取扱いをより広げている分野としては、法人との取引など会社法務分野が挙げられると思います。また、企業に赴きコンプライアンスセミナー等を実施したり、ご相談に応じる中で、企業経営の良きパートナーとして企業価値を高める一助になりたいと考えています。

例えば一口に一般民事と言っても、交通事故、離婚、相続、破産、労働など幅広く、それぞれの事情によって適用される法律が複数あります。

こういった分野に精通し、それらの専門知識を持った弁護士が連携して適切な解決にあたることができるのが当事務所の強みですね。税理士や司法書士、社労士といった他士業とも連携してワンストップなサービスを提供できる。これが私たちの目指す総合化、総合病院化、と言えるのではないかと思います。

松山 「総合病院化」というのはどういう意味ですか。

加藤 総合病院には様々な診療科があり、それぞれに専門の医師が在籍し、一つの病院で複数の病気を治療できるように、私たちも様々な分野に精通した士業を抱え、困難な案件でも連携して業務を行うという意味です。「チーム医療」ならぬ「チーム法務」というイメージでしょうか。

松山 なるほど、社会の情勢は日々変化し、複雑になっています。時代によって変化するニーズに的確に捉え、問題を解決していけるような体制を作っていきたいですね。

2. 77期弁護士の将来像

松山 では、皆さんは今後力をつけていきたい分野はどんなものがありますか。また、皆さんの理想とする弁護士像はありますか。

磯部 私が特に興味を持っているのは、企業法務です。会社関連の分野は、実際に紛争が発生してからだけでなく、事業を行うにあたり前もってリスクマネジメントをするという点にも弁護士の需要があり、紛争を事前に回避することは、企業だけでなく社会全体にとっても有益となる場面が多々あると考えています。依頼者となる企業と信頼関係を築き、会社内外のトラブルを気軽に相談していただけるような弁護士になりたいです。

渡邊 私は、自治体法務を中心とした中小企業法務に携わることを目標としています。当事務所は消費者被害に特に尽力していた時期もあると聞きました。近年においては、消費者側の問題も当然ですが、会社や組織内部の権利意識が高まっていると個人的に感じています。私はこの点に対応できる弁護士になりたいです。自治体におい

武藤 SNSやAI等、新しいものや新しい関心ごとが社会に増えてくると、それに付随するように新しいトラブルも出てきます。新しい分野に直面したときでも恐れずに、新たな知識を身に付け常に挑戦していきたいと思います。

渡邊 当事務所は新たな案件を発掘する、いわばフロンティア精神については、まだまだ伸ばす余地があると思っています。法律事務所が取り扱う事件は、時代の流れの影響をダイレクトに受けるものだと思います。進化する愛知総合法律事務所の弁護士として、貪欲に対応していきたいです。

大石 目まぐるしく時代が変化していくなかで、未知の分野や問題が次々と発生してくると思います。私たちは、事務所全体でオンラインにて法的知識や解決策のアイデアの共有をしたり、定期的な勉強会を開催してスキルアップを図っています。私は未知の分野にもスピーディーに対応し、幅広い分野を扱える弁護士になりたいです。

磯部 私も日々新しい問題が起き、法制度も目まぐるしく改正新設されていくため、弁護士も常に知識をアップデートすることが求められていると感じます。新しい法制度などの動きにも敏感に対応できる充実した環境を活かして弁護士として成長を重ねながら活躍していきたいです。

深尾 当事務所は設立以来、民事・刑事を問わず広くご依頼を受けて参りました。

長瀬 私が入所したのは、二〇一五年ですが、その当時と比較しても、当事務所の規模は大きく拡大しており、今後も拡大していく予定です。所内に他士業が在籍するワンストップ体制は、当事務所の大きな強みです。私自身も法務に限らない多角的な視点を養いながら、さまざまな専門家と円滑に連携し、弁護士としてお役に立てるよう職務に邁進したいと考えています。

松山 頼もしいですね。弁護士に求められる高い専門性を養い、様々な分野の事件を柔軟に解決できる弁護士になっていきたいですね。

横井 先生方それぞれが所属弁護士として、事務所の将来について、また自分自身についてもビジョンを明確にされているようで、心強いです。時間となりました。目まぐるしく変化する時代のなか、当事務所も常に変化していきます。私たち愛知総合法律事務所は、法律による問題解決を通じて依頼者の皆様、ひいては社会を元気にする事務所を創っていききたいと思っています。長い時間にわたり、ありがとうございます。

支部だより

大阪心斎橋事務所

すえ いし
弁護士 居石 孝男



1. 事務局とのかかわり

大阪心斎橋事務所では、弁護士1名と事務局2名が勤務しています。異動したばかりで互いに手探りな部分もありますが、遠慮せずコミュニケーションがとれる関係となれるよう心掛けています。

2. 支所・地域の特徴について

大阪心斎橋事務所は、御堂筋のほど近くにあり大阪の中心部に位置しています。比較的交通事故のご相談・ご依頼を多くいただいておりますが、離婚や刑事事件等のご相談もいただいております。

3. 今後の目標

身近で相談しやすい法律事務所として、大阪の地に根付くことを目標に尽力する所存です。



カスタマー・ハラスメント対策

オンラインセミナー開催のご報告

企画室より、令和7年2月20日及び令和7年4月25日の二回にわたり開催した「カスハラに負けない企業のためのカスタマー・ハラスメント対策オンラインセミナー 第一回 会社に求められる対策/第二回 従業員の対応」について、ご報告させていただきます。

昨今、地方自治体において条例が制定されるなど、メディアで度々話題となるカスタマー・ハラスメント。実際の現場でもクレーム対応に苦慮している、具体的にどんな対策をしたらいいかわからないという顧問先の皆様のご要望にお応えする形で開催する運びとなりました。

弊所代表兼春日井事務所所長弁護士の深尾至が、会社側と従業員側の双方の視点から、カスタマー・ハラスメントの基礎知識、対策の必要性、法的責任、具体的な対策について、対応例を交え講義を行いました。

講義後のアンケートでは「対応例が参考になる」「わかりやすく勉強になった」という意見を数多くいただき、ご参加いただいた皆様にとって実りあるセミナーとなったことを大変嬉しく思っています。

今後も皆様に参加してよかったと思っていただけるようなセミナー等の開催に努めてまいります。

企画室チーム



ルネサンス編集委員一同

門戸は広く、垣根は低く。お困りごとがございましたらお気軽に弁護士法人愛知総合法律事務所にご相談ください。

大暑の候、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。
さて、「総合病院」と聞くとやはり待ち時間が長いイメージが強い方もいらっしゃるでしょうか。弊所では間口が広いという利点のみを採用し、経営理念である「スピード」は常に維持するよう、心掛けております。

編集後記

Editor's note



弁護士法人

愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277 (代表) FAX.052-971-7876

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。



無料法律相談専用回線

TEL.050-1780-5321 受付時間:午前9時30分～午後5時30分